

## 各務原市 地区別景観計画 風景形成基準ガイドライン

# 重点風景地区 3 加佐美神社地区

重点風景地区とは各務原市都市景観条例に規定する「風景区域の中で特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区」のことです。重点風景地区に指定された地区には、それぞれ独自の景観計画が定められています。重点風景地区内で建築物の建築などを行う場合は、景観計画に定められた風景形成基準を順守し、事前に市へ届出が必要になります。



### 歴史と現状

加佐美神社は歴史深い神社で、今から1000年余り前の平安時代に書かれた「延喜式(えんぎしき)」という書物にその名前が記載されていることから、時の朝廷から重要視されていたことが伺えます。

戦国時代になると加佐美神社は八幡宮と呼ばれ、この神社の呼び名に由来して神社裏手の加佐美山も八幡山と呼ばれました。この山には戦国時代の城として、八幡山城がありました。

八幡宮は明治維新後、加佐美神社の名にもどりました。現在の加佐美神社の本殿は江戸時代(1687年)に造営されたもので、神社には、かつて一ノ鳥居から三ノ鳥居までを社殿の南方に連ねていました。古い地図にはそれらの位置が示されていて、二ノ鳥居は蘇原中央通りとおがせ街道、三ノ鳥居は蘇原中央通りとさんでん寺通りの交差点付近にあったといわれています。

加佐美神社地区は、神聖な加佐美山を背景に、加佐美神社から南へと伸びる参道には古くから人や物が集まる市場があり、その周辺に集落が形成されました。現在でも亀甲積み(かめがたま)の石垣や黒板塀のある道に面して門構えのある屋敷が立ち並び、神社を中心に繁栄した往時の町並みをとどめています。

### 風景づくりのテーマ

#### 歴史深い趣のある集落景観の保全と再生

### 良好な景観の形成に関する方針

加佐美神社周辺に多く残る、黒い板塀が連続する歴史深く、また趣ある集落景観は各務原市にとって非常に重要な景観資源です。景観的側面からも保全、再生を図るため、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

### 方針

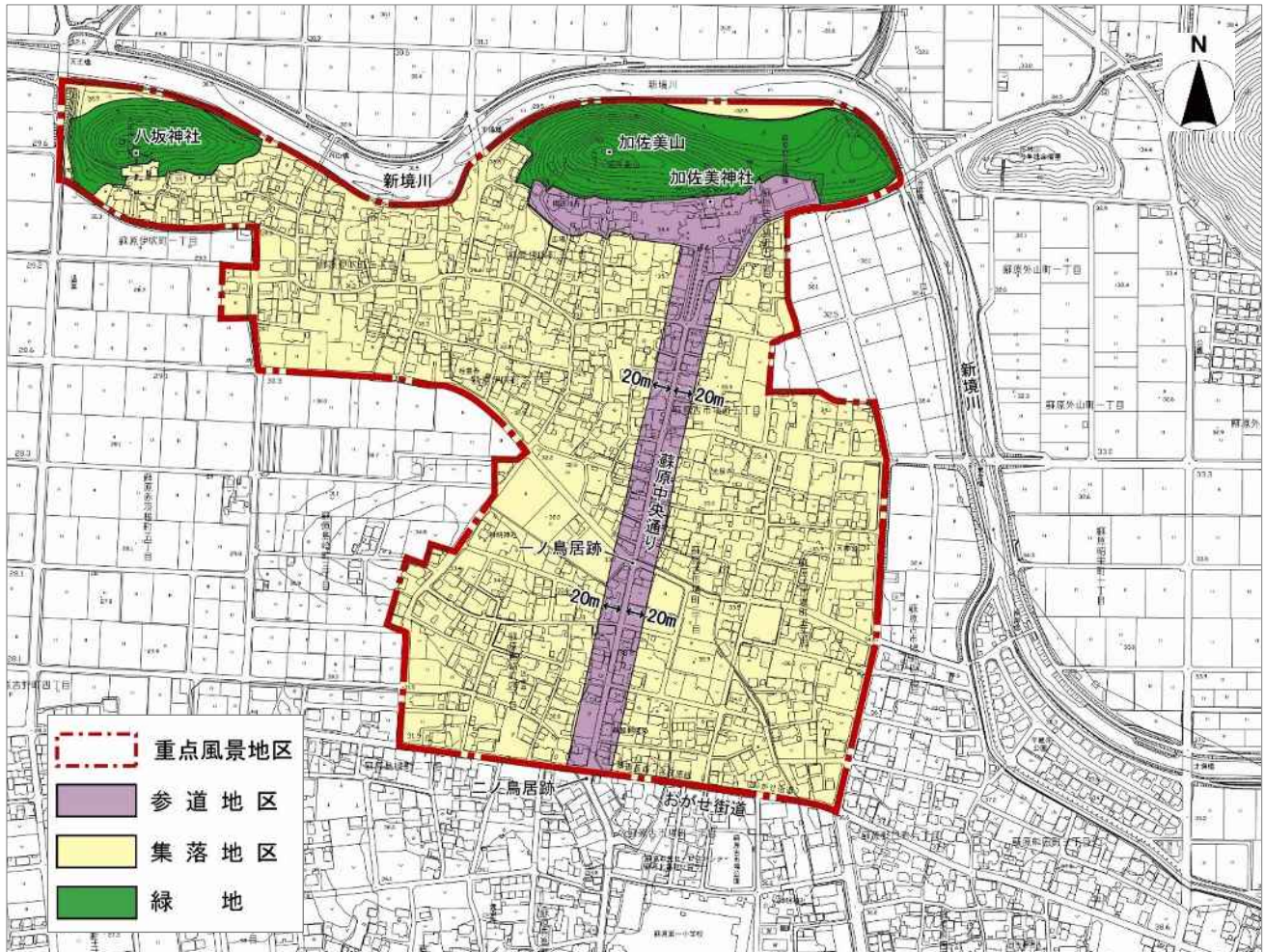
- 歴史深い社寺や緑豊かな田園、社寺林の保全と黒板塀が連続する個性的なまち並みの保全及び再生を図る。
- 蘇原中央通りを参道として再生するため、修景整備や歩行者が安心して歩ける道づくりを目指す。
- 歴史的な趣のある建造物は、景観法に基づく景観重要建造物に積極的に指定し、その保全を図る。

## 重点風景地区の区域

加佐美神社地区の重点風景地区として指定するエリアは、集落の分布状況を考慮して下図に示す範囲とします。

なお、当該重点風景地区のエリアを、加佐美神社との連続性や土地利用の状況に応じて「参道地区」、「集落地区」、「緑地」の3つの地区に区分して風景形成基準を設定します。

参道地区	蘇原中央通りの道路境界より20mまでのエリア
集落地区	参道地区以外の集落地
緑地	新境川沿いの山林



## 風景形成基準

重点風景地区に指定した区域内で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、下記に示す風景形成基準に適合するようにしてください。

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
3. 開発行為※その他政令で定める行為
4. 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為
  - (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
  - (2) 木竹の伐採
  - (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

※主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更

### 【特例措置】

- 用途上又は構造上やむを得ないと認められたものについては、特例措置として本景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 本景観計画の施行時に既存のものや既に着手している建築物、工作物、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為については、本景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。

### ◆ 風景形成基準

項目		参道地区	集落地区	緑地
建築物	高さ (最高限度)	10mとする。(神社仏閣は除く)		歴史、文化の観点から、貴重な社寺林や竹林を保全するよう努める。 建築物、工作物等の新築、新設、改築、増築は原則禁止とする。
	屋根	勾配屋根を原則とする。(2寸～6.5寸)		
	色彩	外壁と屋根の色彩は歴史的な趣と調和する無彩色(明度不問)か落ち着いた色合いの低彩度色とする。 ※詳しくは風景形成基準の詳細を参照		
	設備	空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。		
工作物	垣・柵	垣・柵を設ける場合は、歴史的な趣と調和する黒色の板塀とするよう努める。 板塀以外とする場合は、生垣又は歴史的な趣と調和する柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。		
	緑化	敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。		
	自動販売機	自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。		
	駐車場	共同駐車場、貸し駐車場については、生垣等で囲うよう努める。		
土地の開墾 土地の形質 の変更	緑化	法面は可能な限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 擁壁は素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。		
	伐採	大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。 やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。		
	環境	敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源を可能な限り保全し、活用するよう努める。 生態系に配慮する。		
土石の採取 鉱物の掘採	遮蔽	道路等の公共空間から容易に望見できないよう採取、掘採位置及び方法を工夫するよう努める。 遮蔽する場合は植栽の実施、木塀の設置等、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。		
	環境	採取、掘採後は自然植生と調和した緑化を行い、可能な限り自然環境を復元するよう努める。		
木竹の伐採	伐採	大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。 やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。		
	環境	生態系に配慮する。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	遮蔽	遮蔽する場合は道路等の公共空間から容易に望見できないよう、植栽の実施、木塀の設置等、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。		
	高さ	物件を積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努める。		
広告物		詳しくは風景形成基準の詳細を参照		

- ◆ 各務原市景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為について、本景観計画で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準(各務原市色彩ガイドラインを含む)も適用するものとします。
- ◆ ここで規定するアクセントカラーは上記色彩の範囲外のものとなります。また、高彩度色は各務原市色彩ガイドラインによるものとします。(色相0R～4.9R及び5.1Y～10Y 彩度5以上、色相5R～5Y 彩度7以上、左記以外の色相 彩度2.5以上)
- ◆ 届出対象となる工作物は各務原市都市景観条例施行規則の規定による行為です。
- ◆ 色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められた規格とします。

## 風景形成基準の詳細

風景形成基準の内容について、具体的なイメージやおすすめの修景事例を紹介します。

### 高さ(最高限度)

参道地区	10m (神社仏閣は除く)
集落地区	

昔ながらの集落としての良好な住環境を維持するため、建物の高さは低く抑えてください。

#### 【特例措置】

- 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- 都市計画法第18条第1項及び第19条第1項により都市計画決定された都市施設は、円滑な都市活動を支え、市民の利便性の向上や良好な都市環境を確保する上で必要な施設であることから、特例措置として本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。

### 屋根

参道地区	勾配屋根を原則とする。 (2寸~6.5寸)
集落地区	

地区内の建物の大半は勾配屋根となっており、屋並みが揃っています。社寺等の歴史的な趣と調和するよう、勾配屋根とすると同時に、素材は和風感のあるものとしてください。



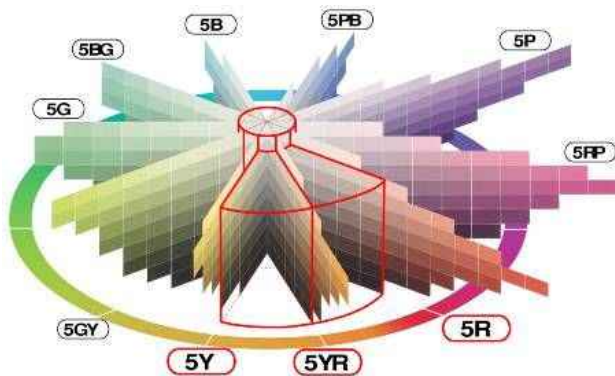
### 色彩

※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

地区	外壁の色彩	屋根の色彩	アクセントカラー
参道地区	色相:5R以上5Y以下 明度:8未満 彩度:4未満 無彩色(明度不問)	彩度:4未満 無彩色(明度不問)	外壁面積の5%まで
集落地区			

伝統的な日本家屋が多く残っており、歴史的な趣と調和するよう、外壁や屋根の色彩は無彩色または茶系色、自然素材色などの落ち着いた色のある低彩度色としてください。

#### 外壁と屋根の色彩のイメージ



#### 基調色として使用を避けたい高彩度



#### 【特例措置】

- 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

### 設備

参道地区	空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。
集落地区	

エアコン等の屋外設備が目立つと、落ち着いた景観の魅力が損なわれます。これらの設備を見えないところに設けるか、見えなくする工夫に努めてください。



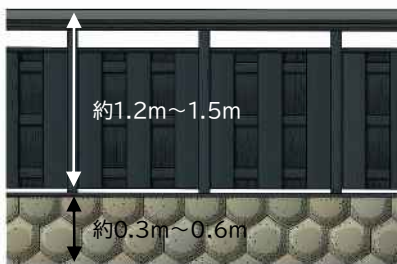
## 垣・柵

参道地区	垣・柵を設ける場合は歴史的な趣と調和する黒色の板塀とするよう努める。
集落地区	板塀以外とする場合は、生垣又は歴史的な趣と調和する柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。

地区内には亀甲積みの石垣や黒板塀が多く見られ、風格あるまち並みを形成しています。現存する石垣及び板塀は保全し、新設する場合は黒板塀の再生に努めてください。  
板塀以外とする場合は、味気ない印象を与えるブロック塀等をむき出しにすることは避け、歴史的な趣と調和するような素材の使用や意匠の工夫に努め、落ち着いた色彩を用いてください。



### 事例【地区内に多く見られる黒板塀の特徴】



大和張りといわれる板を胴縁に交互に打ち付けた板塀が主流となっており、その佇まいは地区の歴史の深さを物語っているようです。

石垣の基礎には玉石が用いられ、この地区と木曾川との連携が感じられます。



## 緑化

参道地区	敷地内ではできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。
集落地区	

緑が豊かなまち並みは日々の生活にうおいを与えるとともに、歴史的な趣も深みが増します。庭木も大木に成長すれば地域のシンボルとなるため、適切な樹木の維持管理に努めてください。



## 自動販売機

参道地区	自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。
集落地区	

自動販売機は利用者確保のため、目立つ色が用いられますが、歴史的な趣が損なわれます。機器の更新時には景観に配慮した色彩に変更してください。



## 駐車場

沿道地区	共同駐車場、貸し駐車場については、板塀や生垣等で囲うよう努める。
集落地区	

歴史的な趣と緑豊かな周辺環境との調和に配慮して、駐車場についても修景に努めてください。



## 緑地

歴史、文化の継承という観点から、貴重な社寺林や竹林を保全するよう努める。建築物、工作物等の新築、新設、改築、増築は原則禁止とする。  
(緑の保全を図るため、各種法制度などに基づいた指定を検討する。)

社寺の背後に位置する里山は、歴史的価値が高いことはもとより、ランドマーク(地域の象徴・目印として特徴をもつもの)にもなっています。受け継がれた景観を継承していくため、保全することが必要です。



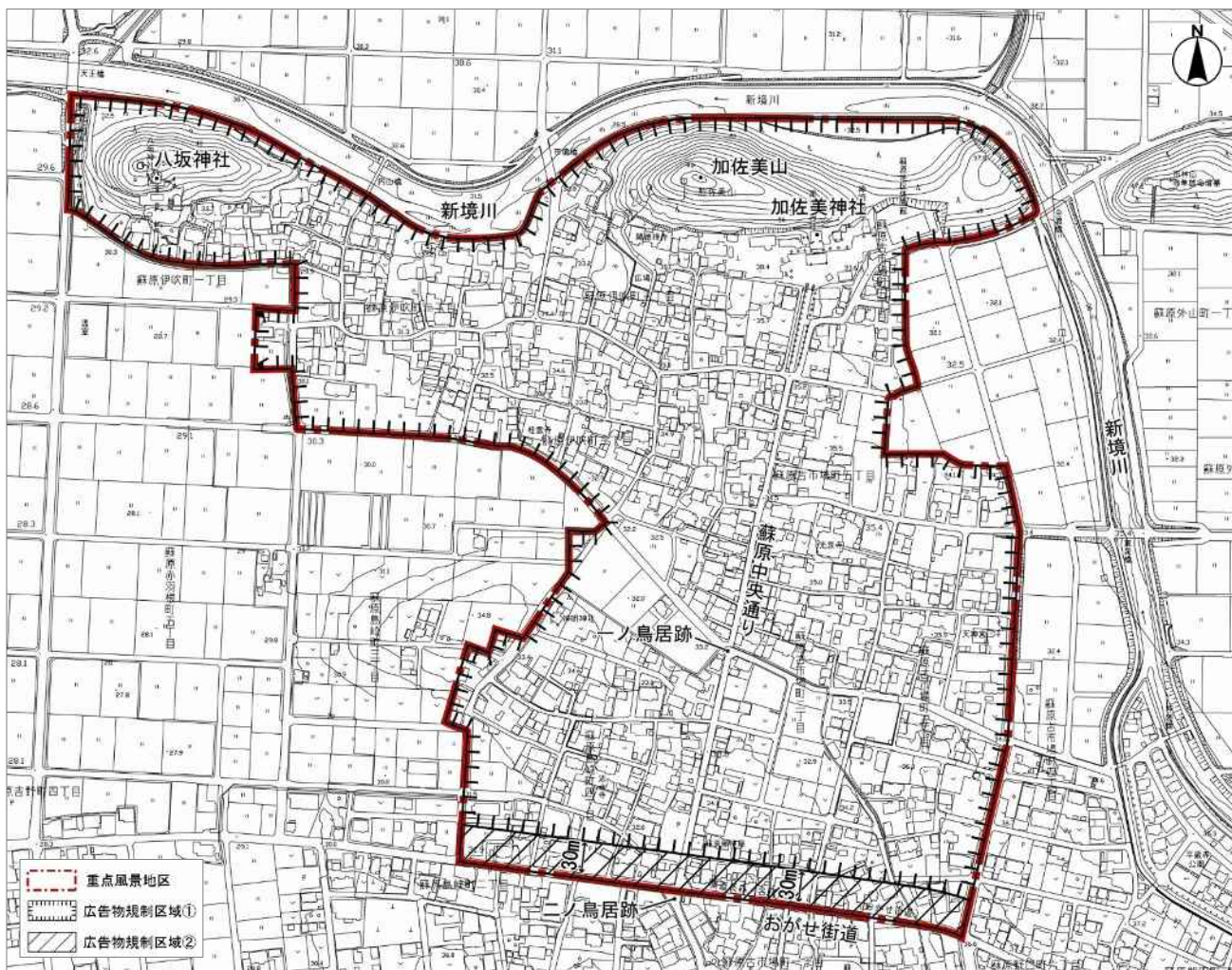
## 広告物

※詳細については「屋外広告物の掲出に必要な許可手続きについて」を参照。

広告物の素材及び色彩は、歴史的な趣と調和するものとする。

区域	自家広告				案内広告
	屋上広告	野立広告	壁面広告	突出広告	野立広告
広告物規制区域① (下記②以外の区域)	禁止	各務原市屋外広告物条例に準ずる 合計表示面積:10㎡以下			禁止
広告物規制区域② (おがせ街道道路境界より北側30mまで)	禁止	各務原市屋外広告物条例に準ずる 合計表示面積:30㎡以下			◆表示面積一面2㎡以下 ◆高さ5m以下 合計表示面積:4㎡以下

※上記以外の広告は禁止



広告物は設置状況によっては自然景観やまち並み景観を阻害する要因になります。周辺環境との調和を十分に配慮してください。

重点風景地区及び景観地区における風景形成基準について、運用方針を下記のとおり定める。

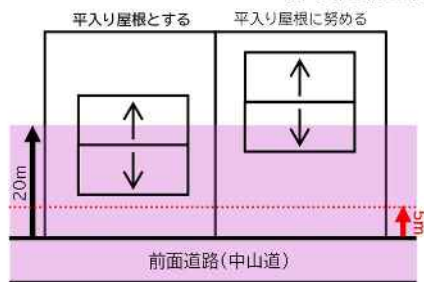
**(1) 屋根について**

■『勾配屋根を原則とする』について

1. 勾配は、10分の2以上かつ10分の6.5以下とする。
2. 勾配屋根部分の水平投影面積が、当該建築物の建築面積の50%以上あれば、勾配屋根建物とみなす。(ただし、中山道鵜沼宿地区は除く。)
3. パラペットの立ち上げは不可とする。
4. 主である建物とは別棟の床面積の合計が50㎡以下の倉庫、納屋、車庫等(※附属建物)は勾配屋根の対象外であるが、勾配屋根が望ましい。

■『平入り勾配屋根を原則とする』について

(中山道新加納立場地地区)



1. 勾配は、道路に面して平入り勾配屋根とする。
2. 建築物が沿道地区と集落地区にまたがる場合、屋根の水平投影面積の過半が占める地区の基準とする。ただし、中山道から5mまでの範囲は上記に関わらず平入り勾配屋根とする。

■屋根の葺き替えのみについて

屋根部分の2分の1を超える部分を変更する場合は、届出対象とする。(ただし、中山道鵜沼宿地区は10㎡を超えれば届出対象)

■屋根に設置する太陽光発電用パネルについて

【中山道鵜沼宿地区について】

太陽光発電用パネル設置可能。ただし、中山道に面している屋根については、瓦一体型の太陽光パネルのみ設置可能とする。

【中山道鵜沼宿地区以外について】

太陽光発電用パネル設置可能。

**(2) 色彩について**

■外壁の色彩について

1. 外壁とは、立面図上にあらわれる屋根以外の部分をいう。(窓サッシ、玄関扉、戸箱、シャッターボックス、格子、手摺、竪樋等を含む。)
2. 『アクセントカラーは外壁面積の5%(地区によっては10%)まで』というのは、各面毎の割合とする。
3. 色彩基準以外の色は、アクセントカラーとする。
4. 壁面広告物は、色彩基準の対象とする。(※別途、屋外広告物の面積基準あり)
5. タイルやサイディング等の製品が、複数の色彩で着色されたものは、平均的な色彩で判断する。

6. 重点風景地区内の大規模行為は、重点風景地区における行為届出書で届出をし、図面に色彩割合(ベースカラー:アソートカラー:アクセントカラー)を明記すること。

△ アクセントカラーがある場合は、以下のとおり届出図面に算定根拠を示してください。

- ※ 外壁面積は、見付面積で計算してください。
- ※ 庇は屋根として扱いますので、外壁面積には算入しないでください。
- ※ 基礎、サッシ、窓、バルコニー、笠木等は外壁面積に算入しません。

**記載例**

【外壁面積 + 】  
 = (計算式) = ①㎡

【アクセントカラーの面積 】  
 = (計算式) = ②㎡

①/② = ●% ≤ 5%

※アクセントカラー上限5%の場合

▶ 判定 OK

■屋根の色彩について

1. 煙突等、破風、鼻隠し、軒樋、庇は屋根の基準を適用する。
2. パラペット等で外部から見えない屋根であっても、審査の対象とする。
3. 軒裏は立面図で表現される場合は審査の対象とする。

■無彩色の表示について

無彩色の場合も、マンセル値で表示するものとする。

**(3) 壁面後退の緩和について**

建築基準法施行令第135条の22「外壁後退距離に対する制限の緩和」と同じとする。

**(4) 緑化(樹木)について**

1. シンボルツリーとは、植栽時の高さが1.5m以上かつ成木時の高さが4.0m以上になる樹木をいう。
2. 低木とは、植栽時の高さが1.5m未滿かつ成木時の高さが3.0m未滿になる樹木をいう。
3. 中木とは、植栽時の高さが1.5m以上かつ成木時の高さが3.0m以上になる樹木をいう。
4. 高木とは、植栽時の高さが3.0m以上かつ成木時の高さが5.0m以上になる樹木をいう。
5. 地被植物とは、芝、リュウノヒゲ、シダ等の植物をいう。

**(5) 届出の適用除外について**

良好な景観形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として、下記の仮設建築物は届出不要とする。また、重点風景地区及び景観地区の基準は適用しない。

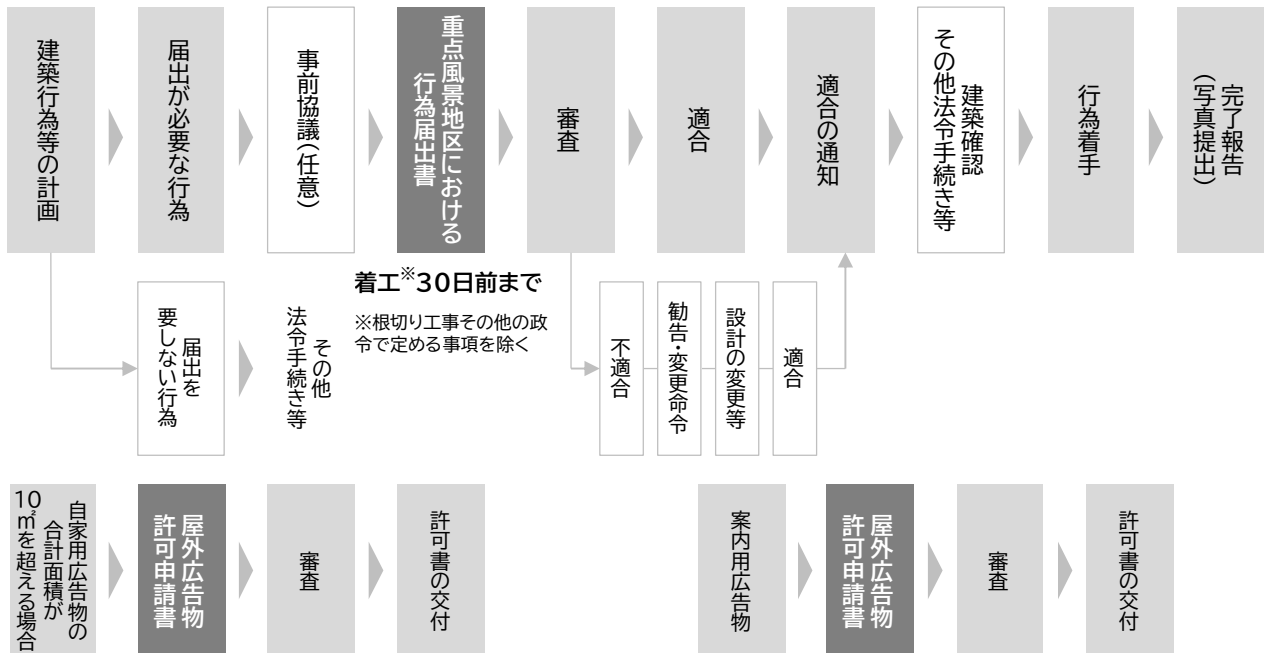
1. 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの。
2. 建築基準法第85条第6項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの。

## 行為の届出

### 届出の対象となる行為

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
3. 開発行為その他政令で定める行為
4. 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為

### 届出の流れ



### 届出の適用除外となる行為

景観法第16条第7項各号の規定により、届出の適用除外となる行為があります。届出の適用除外となる行為は以下のとおりです。

- 景観法に規定する届出の適用除外となる行為（景観法第16条第7項第1号～第10号）
- 景観法に基づき条例で規定する届出の適用除外となる行為(景観法第16条第7項第11号に基づき各務原市都市景観条例で規定)

### 特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為を定めます。特定届出対象行為は以下のとおりです。

- 建築物の建築等で、形態意匠、色彩の制限に関する事項(景観法第17条第1項に基づき各務原市都市景観条例で規定)
- 工作物の建設等で、形態意匠、色彩の制限に関する事項(景観法第17条第1項に基づき各務原市都市景観条例で規定)

### 備考

- 景観法第16条第1項の規定に基づく届出は、各務原市都市景観条例施行規則で定める様式に必要事項を記入し、正副2部を市へ提出してください。なお景観法第16条第5項の規定に基づく通知は1部提出とします。届け出た内容を変更するときも同様です。
- 届出書及び通知書には各務原市都市景観条例施行規則の別表に掲げる行為の区分に応じて必要な図書を添付してください。
- 規則の別表に掲げる図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることがあります。
- 行為の規模が大きいため、規則の別表に掲げる縮尺の図書では適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に替えることができます。
- 届出を提出した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為(根切り工事、その他政令で定める工事に係るものは除きます。)に着手できません。(景観法第18条第1項)
- 届出内容に対して、必要に応じて勧告及び変更命令を行う場合があります。(景観法第16条第3項・景観法第17条第1項・第2項)
- 特定届出対象行為については、30日以内に回答できない合理的な理由があるときは、その理由を通知するとともに90日を超えない範囲まで延長することがありますので、なるべく事前協議を行うようにしてください。(景観法第17条第4項)
- 各務原市土地開発事業の調整に関する要綱第3条(適用範囲)に掲げる事項に該当する行為については、景観アドバイザー審査やパブリックコメントを受け付ける期間を設ける場合がありますので、事前にご相談ください。
- その他、行為の届出に関する事項は景観法及び各務原市都市景観条例の規定により行ってください。なお、行為の届出に関する事項は法や条例改正等により変更される場合があります。届出を行う際に施行されている法、条例等に従って行ってください。(景観法第2章第2節「行為の規制等」参照)(各務原市都市景観条例「第2章 景観計画」参照)

### お問い合わせ

各務原市 都市建設部 建築指導課  
〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地  
TEL:058-383-7218(直通) FAX:058-383-6365 E-mail:keikan@city.kakamigahara.gifu.jp  
市ウェブサイト: <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>